

全建労発第8号
令和4年4月25日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
(公印省略)

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から、令和3年5月17日に「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が出されたことを踏まえ、労働者以外の者に対する保護措置を新たに定める労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が令和4年4月15日に公布され、令和5年4月1日から施行することとなった旨の周知依頼がありました（別添参照）。

つきましては、改正後の労働安全衛生規則等について、貴会会員企業の皆さまに対して周知頂きますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 古田、吉田